ニ　一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第六項に規定する一括清算をいう。以下この項、第十二項及び第十三項、第百四十条の三第二項並びに第百四十三条の二第三項において同じ。）の約定をした基本契約書（同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この項、第百四十条の三第二項及び第百四十三条の二第三項において同じ。）に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき第一項第二十一号の十の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからハまでに掲げる取引を除く。）

二　第一項第二十一号の十一に掲げる措置　次に掲げる取引

［イ～ハ　略］

ニ　基準時において第十三項各号に掲げる取引に該当する取引

ホ　一括清算の約定をした基本契約書に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき第一項第二十一号の十一の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからニまでに掲げる取引を除く。）

［略］

［略］

12‖11‖10‖　第一項第二十一号の十の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。

［一～四　略］

五　金融商品取引業者等について、第一項第二十一号の十に規定する措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することその他の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引

13‖　第一項第二十一号の十一の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。

［一～四　略］

五　金融商品取引業者等について、第一項第二十一号の十一に規定する措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することその他の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引

（控除すべき固定資産等）

第百七十七条　法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　流動資産のうち、次に掲げるもの

イ　預託金（顧客分別金信託、顧客区分管理信託、商品顧客区分管理信託、当初証拠金（第百二十三条第一項第二十一号の十一二の規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理されるものに限る。）及び同条第十三項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの、前条第一項第七号ロに掲げるものに係るもの並びに商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）第九十八条第一項第二号の規定による預託金を除く。）

［ロ～ホ　略］

［四～六　略］

［2～8　略］

ニ　一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第六項に規定する一括清算をいう。以下この項、第十一項及び第十二項、第百四十条の三第二項並びに第百四十三条の二第三項において同じ。）の約定をした基本契約書（同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この項、第百四十条の三第二項及び第百四十三条の二第三項において同じ。）に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき第一項第二十一号の八の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからハまでに掲げる取引を除く。）

二　第一項第二十一号の九に掲げる措置　次に掲げる取引

［イ～ハ　同上］

ニ　基準時において第十二項各号に掲げる取引に該当する取引

ホ　一括清算の約定をした基本契約書に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき第一項第二十一号の九の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからニまでに掲げる取引を除く。）

［同上］

［同上］

11‖10‖9‖　第一項第二十一号の八の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。

［一～四　同上］

五　金融商品取引業者等について、第一項第二十一号の八に規定する措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することその他の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引

12‖　第一項第二十一号の九の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。

［一～四　同上］

五　金融商品取引業者等について、第一項第二十一号の九に規定する措置と同等であると認められる外国の法令に準拠することその他の事情により同号に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引

（控除すべき固定資産等）

第百七十七条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　預託金（顧客分別金信託、顧客区分管理信託、商品顧客区分管理信託、当初証拠金（第百二十三条第一項第二十一号の九二の規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理されるものに限る。）及び同条第十二項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの、前条第一項第七号ロに掲げるものに係るもの並びに商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）第九十八条第一項第二号の規定による預託金を除く。）

［ロ～ホ　同上］

［四～六　同上］

［2～8　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。